文教委員会資料

令和３年５月２７日

子ども未来部子育て応援課

第３２号議案関連資料

**低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金**

**（ひとり親世帯分）の支給に係る補正予算の専決処分について**

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」の支給にともなう補正予算について、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、令和3年4月19日、専決処分を行ったので、以下のとおり報告する。

１　目的

　　新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得世帯のひとり親に対し、実情を踏まえた生活の支援を行う。

２　専決処分とした理由

　　令和3年4月7日付厚生労働省子ども家庭局から「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について」が発出され、支給開始が5月であり、時間的な余裕がなかったため。

３　給付金の内容

1. 給付対象者

・児童扶養手当受給者の方

・公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当を受けていない方

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変する等、収入が

児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

1. 給付額　　児童１人当たり一律５万円
2. 給付予定者数　　２，９３６名

　　　　　　　　（内訳） 児童扶養手当 　2,336名

　　　 　　　　　　年金受給者 　　 100名

 　　 　　　　　　家計急変者 500名

1. 給付手続き　　基本的に申請は不要だが、年金受給者等の一部は

　　　　　　　　 申請が必要

1. 事業経費等　　１７８，０００千円（全額国庫負担（１０／１０））

　　　　　　　　（内訳） 事業費分　　146,800千円

　　　　　　 　　　　　　事務費分　 　31,200千円

４　参考（現在の進捗）

令和３年４月１９日　　児童扶養手当受給者へ案内を送付

５月１０日　　児童扶養手当受給者へ給付金支給

５月　６日　　年金受給者、家計急変者へ案内を送付

５月２６日　　年金受給者、家計急変者へ給付金支給